

し尿処理に関する相互支援協定書

安中市、甘楽西部環境衛生施設組合、富岡甘楽衛生施設組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合（以下「協定団体」という。）は、各協定団体のし尿処理が円滑に遂行されるよう、相互の協力支援体制について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等により協定団体のし尿処理が困難になった場合における相互の協力支援を迅速かつ円滑に遂行できるよう必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、協定団体のし尿処理施設（搬入路等の付随施設も含む。）が、自然災害又は不慮の事故等により、突発的に施設の機能が停止し又は著しい処理能力の低下等があり、し尿の処理が困難になった場合とする。

（支援の要請）

第3条 被災等協定団体は他の協定団体に直接支援を要請する。

（支援の実施）

第4条 支援の要請を受けた他の協定団体は、各施設の処理能力の範囲内で可能な限りこれに応ずるよう積極的に取り組むものとする。

（経費の負担）

第5条 協力支援に要した経費は、原則として支援要請を行った協定団体が負担するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な細目については、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、構成協定団体が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書4通を作成し、各協定団体が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年5月1日

安中市長 岡 田 義



甘楽西部環境衛生施設組合

管理 者 岡 田 常 夫



富岡甘楽衛生施設組合

管理 者 岩 井 賢 太 郎



多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

理 事 長 新 井 利 明



し尿処理に関する相互支援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、し尿処理に関する相互支援協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(支援要請の手続き)

第2条 自然災害又は不慮の事故等によりし尿処理が困難になった協定団体（以下「被災協定団体」という。）は他の協定団体に支援を要請する時は、原則として次に掲げる事項を明らかにしたうえ、電話その他の方法により通知するとともに、当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 処理を必要とするし尿等の数量（日量）
- (3) 支援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援を受けるために必要な事項

(支援受諾)

第3条 前条により支援の要請を受けた協定団体（以下「支援協定団体」という。）は、可能な限り支援応諾に努めるとともに、速やかに次に掲げる事項等を連絡する。

- (1) 支援可能なし尿等の数量（日量）
- (2) 支援できる期間
- (3) その他支援に必要な事項

(遵守事項)

第4条 被災協定団体又は被災協定団体が許可する清掃運搬業者が、支援協定団体所有のし尿処理施設にし尿等を搬入するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、また支援協定団体の行政区域内及び施設敷地内において清潔の保持に努めるとともに、支援協定団体の指示に従わなくてはならない。

(損害賠償)

第5条 被災協定団体は、し尿等の搬入に際し、被災協定団体または被災協定団体が許可する清掃運搬業者の過失により、支援協定団体または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、支援協定団体に迷惑を与えてはならない。

(検量)

第6条 被災協定団体が搬入するし尿等は、搬入ごとに支援協定団体の検量を受けるものとす

る。

(経費の算出方法)

第7条 支援に係る経費は、処理施設の直接的維持管理経費の光熱水費、薬品費、燃料費等経常的経費の範囲とし、処理量から算出する。

(経費の請求及び支払い方法)

第8条 処理に掛かった経費の請求方法及び支払い方法は次のとおりとする。

(1) 支援協定団体は月毎に搬入量を集計し、被災協定団体に請求書により経費の請求を行う。

(2) 被災協定団体は、支援協定団体から経費の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。